

令和 7 年 9 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

令和 7 年 9 月 松本市農業委員会 定例総会（拡大委員総会） 議事録

1 日 時 令和 7 年 9 月 3 0 日（火）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員	2 4 人	1 番 百瀬 泰紀	2 番 小林 節夫
		3 番 柳澤 一向	4 番 武井 茂善
		5 番 中川 敦	6 番 久保 節夫
		7 番 松田 和久	8 番 河西 穂高
		9 番 丸山 茂実	1 0 番 矢嶋 壽司
		1 1 番 御子柴清市	1 2 番 塩原 秀俊
		1 3 番 田中 悦郎	1 4 番 細江 弘光
		1 5 番 塩原 俊昭	1 6 番 松尾 英志
		1 7 番 濱 博	1 8 番 齋藤 勝幸
		1 9 番 奥原 邦義	2 0 番 倉科 孝明
		2 1 番 塩原 至	2 2 番 古畑 英俊
		2 5 番 山田 久子	2 6 番 村山さえ子

(2) 推進委員	1 3 人	推 1 番 原 弥生	推 2 番 小笠原鉄夫
		推 5 番 百瀬 文仁	推 7 番 上杉 壽和
		推 8 番 石川 克彦	推 9 番 横山 竜大
		推 1 0 番 手塚 稔幸	推 1 1 番 中野 浩史
		推 1 2 番 横山 泰治	推 1 3 番 清水 麻未
		推 1 5 番 平林 章司	推 1 6 番 丸山 貴久
		推 1 8 番 百瀬 一郎	

4 欠席委員

(1) 農業委員	2 人	2 3 番 二村 喜子	2 4 番 上條信太郎
(2) 推進委員	5 人	推 3 番 梶原 知子	推 4 番 古家 豊和
		推 6 番 赤羽 武史	推 1 4 番 原口 知明
		推 1 7 番 太田 稔	

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……………（議案第 1 1 6 号）
- イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件……（議案第 1 1 7 号）
- ウ 農地法第 3 条の規定による許可申請許可の件
……………（議案第 1 1 8 号～第 1 2 2 号）
- エ 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件
……………（議案第 1 2 3 号～第 1 2 4 号）

オ 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件

..... (議案第 1 2 5 号 ~ 第 1 3 3 号)

カ 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請承認の件..... (議案第 1 3 4 号)

キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件..... (議案第 1 3 5 号)

(2) 報告事項

ア 非農地証明の交付状況の件

イ 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の件

ウ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件

エ 農地法第 4 条の規定による届出の件

オ 農地法第 5 条の規定による届出の件

6 議 事 (その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 議 案

令和 7 年度松本市農業施策に関する意見書の決定について..... (議案第 1 3 6 号)

(2) 協議事項

1 0 月を活動強化月間として取り組む新規就農者声掛け運動について

(3) 報告事項

ア 令和 7 年度第 2 回松本市における農業経営改善計画の審査結果について

イ 令和 7 年度第 2 回青年等就農計画の審査結果について

ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員として注意すべきこと (注意喚起)

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清 沢 卓子
		〃	局長補佐	上 條 仁
		〃	係 長	草 田 崇博
		〃	事 務 員	西 森 朋恵
		〃	主 事	倉 科 愛加
	農 政 課		主 事	依 田 光洋
		〃	主 査	城 生 涼風
	松本農業農村支援センター	主 査	山 戸 香織	

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第 3 条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔 議事録署名委員 〕 4 番 武 井 茂 善 委員
5 番 中 川 敦 委員

13 会議の概要

議 長

次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第 116 号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、地元の委員の方から説明をしていただきます。

番号 1、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

新規就農者、〇〇さん、この方は、会社へお勤めで、県外から新規に笹賀地区に家を建てて移住されたということで、現在、会社に勤めておりますけれども、その会社の農業部門に勤務されておりまして、その経験を生かして自分で農業をやりたいということで、今回取り組んでおります。もう既にトラクター、それからマルチを敷く機械等、それでもう緑肥をまいて、現在、今、ネギの栽培といえますか、播種をやっているところであります。27歳ということで、非常に若いので、今後に期待をしたいと思えますし、ご本人もかなり将来的に夢を持ってやっているようなので、これからも応援したいというふうに思います。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

それでは、2番、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 〇〇さんにつきまして、友達同士で結構ネギを栽培しておりまして、今はまだ波田のほうで栽培なくて、山形のほうで共選所近くに作業小屋とネギ畑を確保したということであります。波田のほうでは、もう少し面積、1町歩ぐらいを目安に頑張りたいということで、大変農業に関して膨らんでいる、そのような計画までしていますので、問題ないのかなと私は思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から議案の説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科主事

農業委員会事務局の倉科と申します。

着座にて説明させていただきます。

別冊資料の1ページをご覧ください。

1 - (1) - ア、農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第 116 号になります。

合計のみ申し上げますので、３ページをご覧ください。
合計筆数１１１筆、貸付け６７人、借受け５５人、面積１３万７４１平米。
議案第１１６号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等
ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないので、ただいまから集約いたします。
以降、農地に関するものについては、農業委員の方を対象に伺います。
議案第１１６号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第１１７号 所有権の移転に関する農用地利用集積等促
進計画要請の件について上程いたします。
事務局の説明をお願いいたします。
上條補佐。

上條局長補佐 それでは、議案第１１７号について説明します。
別冊資料の４ページをご覧ください。
所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について。
合計のみ申し上げます。
件数２件、筆数２筆、合計面積２，４２３平米となります。
以上、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないので、ただいまから集約いたします。
議案第１１７号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

- 議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第１１８号から１２２号 農地法第３条の規定による許可申請許可の件、５件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
上條補佐。
- 上條局長補佐 それでは、総会資料１ページをご覧ください。
農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第１１８号から１２０号までは、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
以上５件につきまして、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件全てを満たしていると考えます。
以上、ご審議をお願いいたします。
- 議長 地元委員の方の意見を頂戴いたします。
まず、１１８号、松田委員、お願いします。
- 松田農業委員 １１８号ですけれども、この譲受人の畑中さんは、昨年この集合住宅を取得しまして、それに付随する、不随といいますが、畑があるということで、畑も一緒に山本さんから買ってほしいという要請がありましたので、そういった内容です。畑中さんは認定農業者で、中山で水田、畑等を作っておりますので、問題ないかと思います。
以上です。
- 議長 ありがとうございました。
続いて、１１９、久保委員、お願いします。
- 久保農業委員 この小林透さんは、前年まで農協の理事を担当してしまして、また田んぼも自分の田んぼを作っております。１８０番は実際、今年も田んぼ作っております、問題ありませんが、この４１５の３というのは、実際、波田で農地パトロールいられた百瀬さんなんかの意見がどうかなんですが、もう山の斜面で、上手に言えば、木の木ぐらいのあれですけれども、今年、来年あたりは、私としてはもう非農地にしたいという斜面の山の中腹みたいなところですので、そのときはまたご審議をお願いしたいと思います。
以上です。
- 議長 続きまして、１２０番、倉科委員、お願いします。
- 倉科農業委員 西村方孝さんが農地を２筆、２，６３８平米を岩原智さんから贈与によりまして所有権移転を行うものです。場所は南北条の農用地域内で、西村さんの自宅から３００メートル圏内にいずれもなります。これまで西村さ

んが耕作をされている農地なんですけれども、岩原さんご自身が高齢で、ご家族も農業を続けられないということで、西村さんがこれを譲り受けて耕作されるものになりまして、特段の問題はないと、許可は適当と考えています。

以上です。

議 長 続いて、１２１号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）委員 １２１、１２２一緒によろしいですか。

１２１につきまして、百瀬保徳さんが信吾さんに渡すということで、１２２は信吾さんが保徳さんに交換ということでありまして、これにつきましては、面積若干違うんですけれども、また第５条だか出てきますが、信吾さんのほう、土地をまとめるような感じが見受けられると思いますが、問題ないかと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは、質問、ご意見をお願いいたします。推進委員の皆様も含めまして、案件について何か質問等ありましたら、お願いします。

これ、上條補佐、あれかね。今、久保委員がおっしゃった４１５番の３、それ、遊休荒廃地っぽいんですよね。だで、３条だで、我々の判断でこれ、いきゃいいんですが、そういうことで、おっしゃったような形で、現状はそういうことなんです、本来、農地法だから、きれいにしないというのが大原則なんだろうけれども、その辺はどういうことですか。

上條補佐。

上條局長補佐 先ほど話があった４１５の３につきましては、代理人さんとも確認して、我々も航空写真見る限りでは、隣の農地が、ミナガワさんという方が農地を耕作して、その地続きの農地であって、ちょっと山にはなっている感じはしておりませんでした。司法書士さんも、農地をしっかりと耕作はしてないけれども、保全管理をしていますという返事だったので、３条の許可要件の１つの全部効率利用が合致するということで考えられます。

ただ、地元の委員さんのほうで現地をしっかりと見る中で、そういう判断をするということはやむを得ない流れになってくるかと思うんですが、今、３条を受ける段階では、我々は農地として判断しております。

以上です。

議 長 よろしいですかね。そういう了解の下にいきます。

- - - - 大至急変えます。

議 長 またその答弁者がそういうことなら、そういうことでまた対応させていた

だきたいと思います。

それと、１２１と１２２なんだけれども、これ、交換の面積のバランスとか、ちょっと追加の説明ありますか。

はい。

- - - -

先ほど塩原至委員さんが説明した１２１については、百瀬信吾さんが持っている農地を保徳さんが交換で取得するものです。逆に、１２２号は保徳さんが持っている農地を信吾さんが交換で取得するという形になっておりまして、場所も扇子田の、扇子田という地域の運動公園の近くでありまして、面積は違うので、等積の交換でもないし、値段も特に合わせてないということで、等価交換ではない。ただ単にお互いで了承して、面積は違えど、交換という同意の中で申請が上がってきたというものでございます。

先ほどドローンの発着場がこれから申請で出てきますけれども、その隣に今度は保徳さんの農地を信吾さんが交換で取得するんですけれども、あくまでもこれ、農地として扱うということで、例えばドローンが、ちょっとパトロールしなくて、隣の田んぼに入っちゃわないように、自分でそこを農地として取得して、営農をしていくということで、あくまでもドローンの規模拡大ということではないということは確認しております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆さんのほうから質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第３条の規定による案件、５件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様に伺いますが、議案第１１８号から１２２号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第１２３号、１２４号 農地法４条の規定による許可申請承認の件、２件について上程いたしますが、議案第１２４号に関連する議案第１３４号 農地法５条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、１件も併せて上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

西森さん。

西森事務員

農業委員会事務局、西森です。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。
着座にて失礼いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第123号、転用目的、住宅敷地（駐車場）です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第124号ですが、関連がありますので、議案第134号からご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

申請者は、令和7年5月に当初2区画の建て売り住宅目的で許可を受けましたが、住宅購入者が希望する設計ができるように、1区画分を特定建築要件付土地に変更するものです。変更内容については、議案書に記載のとおりです。

議案第124号に戻ります。2ページをお願いいたします。変更内容にもありました転用目的を特定建築条件付土地とするものです。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
それでは、位置図も併せてご覧ください。
地元の委員の方の意見を伺います。
議案第123号、松尾委員、お願いします。

松尾農業委員

これにつきましては、発見というか、気づいたのは、相続というところで気づいたということでもあります。駐車場に、もう現在、駐車場になっていまして、現在、使用中ということでもあります。追認案件で、もう致し方ないというふうに思います。
以上です。

議 長

続きまして、124号と関連する134号を矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

この土地につきましては、5月に5条申請で許可は決まっておりますけれども、先ほど説明ありましたように、そのうち、2区画のうち、その1区画が特定建築条件付に変更するということで、変更申請を出されたものと、124につきましては、所有者、高原不動産ということでもありますけれども、特定建築の区画というところから、特定建築条件付土地ということで変更になるものですから、4条申請がされたものということでもあります。t
特段問題ないというふうに思います。

議 長

ありがとうございました。
次に、現地を調査していただいた委員の方の意見を頂戴いたします。
議案第123号と124号、134号、百瀬委員、お願いします。

百瀬農業委員 １２３号につきましては、ただいま説明ありましたとおり、追認案件で特に問題はありません。

それから、１２４と１３４号ですけれども、１区画の計画変更ですので、これも問題はないと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

全体を通じまして委員の方で何か質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

西森さん、久し振りだで、特定建築条件付土地の説明やいかに。

西森さん。

西森事務員 ご説明いたします。

特定建築条件付土地というのは、建て売り住宅とは違い、売買の金額を先にして、土地の造成だけは先にするんですけれども、建築に関するデザインですとか希望を実際にエンドユーザーが関わって自分の好きなようにデザインができるというのが特定建築条件付です。

ただ、売買の契約をしてから一定期間以内に建築の請負契約までは済ませていただくというのが１つの条件です。そこまで契約が済まない場合は、転用の許可を取った住宅メーカーがみずから建て売りをするというのが１つの条件になっております。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

全体を通じまして質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第４条の規定による案件、２件と農地法５条の規定による案件、１件について集約いたします。

農業委員の皆様に伺いますが、議案第１２３号、１２４号及び議案第１３４号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第１２５号から１３３号 農地法第５条の規定による許可申請承認の件、９件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

西森さん。

西森事務員

農地法第5条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。
議案書の3ページをお願いいたします。

議案第125号、転用目的は工事用現場事務所・トイレ・駐車場・資材置場としての一時転用です。

議案第126号、転用目的、貸し駐車場です。

議案第127号、転用目的、病院職員駐車場です。農振除外済み案件です。

議案第128号、転用目的、駐車場です。

議案第129号、転用目的、農家分家です。農振除外済み案件です。

議案第130号、転用目的、住宅です。農振除外済み案件です。

議案第131号、転用目的、住宅です。

議案第132号、転用目的、住宅敷地（駐車場）です。農振除外済み案件です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

議案第133号、転用目的、ドローン訓練場・ドローン発着場です。農振除外済み案件です。

以上、これらの案件につきまして、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく
お願いします。

議 長

ありがとうございました。

初めに、地元の委員の方の意見を伺います。

議案第125号、松尾委員、お願いします。

松尾農業委員

これ、昨年も約半年間工事やりまして、そこに同じ現場事務所等々がありました。現状、完全に復帰されまして、また10月から6か月間、事務所を設けるということになったということです。ですから、これは一時転用で何ら問題ないなというふうに思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて、126、濱委員、続いて127も続いてお願いします。

濱農業委員

126ですが、写真見てもらおうと、奥の高い土手、長野自動車道です。土手があって、その手前に管理道路、それから排水路、これを挟んでこの白樫の畑がありますが、非常にきれいに耕作しておりまして、駐車場にするのはちょっともったいないなという、果樹も植わっていますし、思うんですが、遠くで住んでいますので、もうできないということで、何か岡田さん、泣きつかれたような申請書にありましたけれども、これは致し方ないかなというふうに思います。

それから、その次の職員駐車場ですが、写真見ていただいて、左側の建物が一之瀬の病院関連の建物になります。右側に木が幾らか見えますが、青

垣根があって、その西側は水田です。奥は車いっぱい見えますが、駐車場になっています。ここの農地、休耕中というふうに申請書には書いてございましたが、ちょっと休耕しなきゃできないような土地でございましたので、致し方ないかなというふうに思います。隣の農地への影響は、駐車場ですのでほぼありませんので、致し方ないかなというふうに思います。

以上です。

議長 続きまして、１２８、細江委員、お願いします。

細江農業委員 １２８ですけれども、先日、手塚推進委員と一緒に現地を確認してまいりました。道から少し下りたところで、現在は少し砂利が入っていて、耕作はされていませんけれども、駐車場ということで、狭いところなので、妥当かなというふうに見てまいりました。やむを得ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、１２９、塩原俊昭委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 １２９号ですけれども、場所は新村駅から南のほうへ向かって約４００メートルぐらい行ったところの和田地籍になりますけれども、その田中功二さんの娘さんが吉原実佳さんということで、位置図の写真を見ていただきますと、右側が道路なんですけれども、この道路のさらに右側のところが田中功二さんの自宅ということで、娘さんがこの四角く囲ったところへうちを建てると、こういうことで、隣といいますか、ほかの農地への影響もないというふうに考えておりますし、農振除外済みの農地でありますので、問題ないというふうに思っています。

以上です。

議長 それでは、続きまして１３０号、塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 これは農振除外のときに出された書類を頂いた経緯と変わってはおりませんので、お願いします。

ただ、ちょっと分からないのは、この渡邊さんのうちに今、山田さんが同居していて、それで娘さんのうちを建てるということで、農家分家ということで農振除外が通ったと思うんですけれども、ここのほうの施設に「住宅」って書いてあるんですけども、１２９は「農家分家」で、１３０は「住宅」っていう表現の仕方をしているんですけども、これは何か違いがあるわけですか。

議長 じゃ、西森さん、じゃいい、そのまず回答をもらいます。
西森さん。

西森事務員 この表記の違いは、単純に事務局のほうで申請書のほうで記入しているだ

けですので、農家分家としての住宅ではあるけれども、単純に表記がこちらのほうで申請書のほうに記載しているだけなので、違いはないです。

塩原（秀）農業委員　じゃ、農家分家ということでよろしいですね。

西森事務員　間違いないです。

議　　長　　あれ、上條補佐、そういう関係。上條補佐、いいですか、今の捉えどころで。申請は農家分家の資料、そこはいいんだよね。それで、今、この申請は住宅ってということなんだけれども、そういう捉えどころでいいか。「うん」って言ってください。

上條局長補佐　はい。

議　　長　　よし。
じゃ、続けてください。続けて、じゃいきます。
それでは、１３０号、じゃ河西委員、お願いします。

河西農業委員　１３１ですね。これも今の１３０と同じで、農家分家あたりですね。農業後継者の弟さんご夫妻が住宅を新築して、お兄さんの農業を支えていきたいという案件です。特段問題ないかと思います。

議　　長　　ありがとうございます。
続きまして、１３２、松田委員、お願いします。

松田農業委員　この申請者、議案の１１８号と同じなもんですから、その敷地内ということ。実はこの農地、数年前まで違反転用がありまして、建物が建っておりまして。それを更地にして、農振除外をしたと、青地でしたので。そういった段取りを踏んで今回の申請ということ。この土地、周りが道路と住宅ということで、一応畑の地目にはなっておりますけれども、農地としては使えない状況だということで、ここに追認案件となっておりますが、現状駐車場として使っているということでありまして、それぞれの段取りを踏んでおりますので、特別問題ないかと思しますので、お認めいただきたいと思います。
以上です。

議　　長　　続きまして、１３３号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員　写真を見ていただきまして、１６ページであります、枠の右側は百瀬さんの倉庫でございます。倉庫というか、倉庫でございます。この四角の中でドローンの訓練とドローンの発着場所ということで、先ほど上條補佐が言われておりましたその左側が百瀬保徳さんの田んぼの交換ということ

で、やはり素人というか、訓練ですので、その田んぼ、ほかの所有者の田んぼに落ちればいけないということでもあります。一応ドローンの訓練で結構広い面積が要るということで、農振除外のときにも、でかいドローンの機械を使うということで説明いたしましたので、やむを得ないというか、仕方がないなと思っております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、現地を見ていただいた委員の方にご意見を伺います。

議案第125号から127号を百瀬委員、128号から133号を小林委員にお願いいたします。

百瀬農業委員

125号ですけれども、6か月の一時転用で、周りの農地には全く影響ありませんので、これは問題ないと思います。

それから、126号ですけれども、1年ほど前に農振除外を受けているそうですけれども、住宅に囲まれたところですので、これも仕方がないかなという感じです。

それから、127号ですけれども、一之瀬神経外科の駐車場ということで、かなり狭いところで、駐車場としてはあまり向いているとは思えないんですけれども、これもほかの農地への影響もないので、問題ないと思います。農振除外を受けていますので、問題はないと思います。

以上です。

小林農業委員

続いて、128ですが、新村の駐車場ということで、これも特に問題ないと思います。

129で、農家分家ということで、これも農振除外されていまして、特に問題ないという判断です。

130号ですが、農家住宅で、渡邊さんの息子さんだか、親戚の方だか、山田さんという方が前に家を建てるということで、これも農振除外済みですので、特に問題ないと思います。

131ですが、これも農家住宅ということで、百瀬さんのところに大月さんという方が家を建てるということです。それで、これは賃貸借で借りて、土地を借りて住宅を建てるということで、特に問題ないと思います。

132、中山ですが、これも委員さんが言われたとおり追認案件で、致し方ないと思いますので、よろしくお願いします。

133の百瀬さんのドローンの訓練場ですけれども、横にもおやじさんだかの農業施設もあって、隣、左側も土地を交換して、何かのときに被害を、他人に迷惑かけないという配慮から取得して、建設するというものですので、特に問題はないと思いますが、農振除外で以前にもドローンの関係あったと思いますけれども、建物とか、ほかの施設を建てるような場合は、また農業委員会での許可を出すよう承知しているらしくて、これも特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、全体を通じまして質問、意見等をお願いしたいと思います。
じゃ、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 すみません、１２６号、１２７号なんですけれども、第３種農地でありますんで、特に意見を申すわけではないんですが、関係人もそれぞれ全員違いますけれども、場所が非常に近くて、今回病院が申請した駐車場と、もう一つは貸し駐車場ということなんですけれども、これ、何か関連があるんでしょうか。

議長 西森さん。

西森事務員 お答えします。今回、１２６号、１２７号は本当に全くの別件であります。
１２６号については、今回の申請地の隣に住宅を構えている申請者が、自分の会社でトラックを運用しているらしく、その会社用のトラックを止める、自家用車とは別で、また駐車場が欲しいということで、今回の申請に至っております。
１２７号は、先ほど申し上げたとおり、病院用の職員駐車場ということで、全くの別件となっております。

倉科農業委員 理解しました。ありがとうございます。

議長 ほかに質問、ご意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、ご意見等ないようですので、農地法第５条の規定による案件、９件について、一括して集約いたします。
農業委員の皆さんに伺いますが、議案第１２５号から１３３号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、議案第１３５号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、１件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
西森さん。

西森事務員 議案書 6 ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認についてご説明いたします。
議案第 1 3 5 号、笹賀にお住まいの平林俊一さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 地元の委員の方のご意見をお願いします。
矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 この場所につきましては、現在、転作中ということで、現場を見てまいりましたけれども、大豆が植えられておりまして、しっかり耕作されておりますので、問題ないというふうに思います。

議 長 ありがとうございます。
全体を通じまして質問、意見等ある委員の方はお願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1 件について集約いたします。
農業委員の皆さんに伺いますが、議案第 1 3 5 号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いします。
上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項アからオについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長専決により処理いたしました。
総会資料の 7 ページからお願いいたします。
7 ページ、非農地証明交付状況の件、1 件、8 ページ、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、9 件、9 ページから 1 0 ページ、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件、1 5 件、1 1 ページ、農地法第 4 条の規定による届出の件、2 件、1 2 ページ、農地法第 5 条の規定による届出の件、5 件。
以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言

をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。

 それでは、農地に関する事項の議事が終了いたしますので、10分休憩いたします。25分から再開いたしますので、よろしくお願いします。

(休 憩)

議長 それでは、再開いたします。
 その他農業委員会業務に関する業務から議事を進めてまいります。
 以下の議事、それぞれ推進委員の皆様も含めまして集約まで参加していただきますので、よろしくお願いいたします。
 それでは、議案第136号 令和7年度松本市農業施策に関する意見書の決定についてを議題といたします。
 事務局の説明をお願いいたします。
 草田係長。

草田係長 農業委員会事務局の草田です。
 資料の13ページをお願いします。
 令和7年度松本市農業施策に関する意見書の決定についてです。
 1番の要旨ですが、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づく本年度松本市農業施策に関する意見書を決定するものです。
 経過につきましては、先月ご報告したとおりですが、その後、先月の定例総会において意見書(案)をさらに協議、修正し、9月4日に最終的な意見書(案)を全委員の皆様に郵送で確認をしていただきました。ありがとうございました。
 意見書(案)につきましては、16ページ以降に掲載してあります。
 4番の今後の予定ですが、10月3日の10時から市長に意見書を提出します。役員の方はご対応をお願いします。簡単に事前に打合せをしたいと思いますので、9時半に農業委員会室にお越しください。
 当日の概要ですが、本日、役員の方には資料をお配りしております。市の関係者として、市長、教育長、住民自治局長、産業振興部長及び農政課長が出席の予定です。
 司会進行は清沢事務局長が行います。田中会長から挨拶をしていただいて、会長から市長に意見書を提出していただく予定です。意見書の要旨について、柳澤農業振興委員長から説明をしていただき、その後農業情勢などについて10分程度懇談をしていただく予定です。服装は、上着、ネクタイ着用をお願いいたします。
 10月30日、来月の定例総会で市長との懇談会の進行方法について協議

していただく予定です。

市長との懇談会については、11月7日、午後3時からを予定しています。意見交換の中で、さらに踏み込んだお考えや内容について発言していただいて、議論を深めていただきたいと思います。

また、懇談会終了後に懇親会を予定していますので、出席をお願いいたします。

次のページ、お願いいたします。

8月の総会以降の主な変更点を記載しています。

変更点につきましては、9月4日にお送りした資料と同じものとなっています。丸印は8月総会後の修正で、二重丸になったものが9月4日郵送後の修正となっています。二重丸の部分について説明したいと思います。

項目1の地域における「子どもの農業とのかかわり」の確保というところに、項目等に「について」を追加いたしました。

また、意見の中で、本市における取組の実現に向けた検討を要望する内容を追加しました。

中山間地における獣害対策の項目名のところに「中山間地における獣害対策の充実について」と追記しました。

意見2のところですが、広域的な対策の検討を要望する内容を追加しました。

意見の3のところですが、現時点でジビエ処理施設の整備に関して具体的な話はまだ出てきていないということから、広域連携のジビエ処理施設整備に関する表現を「広域連携の可能性も視野に入れ」というような表現に修正いたしました。

以上が9月4日以降の修正をしたものとなっております。

また、本日配付した資料ですが、補足資料について根っこ塾の方に確認をしていただいたところ、一部追記、修正をいただきましたので、本日該当箇所を修正したものを配付させていただいております。具体的には、下線の箇所となっております。

3の(1)の基本情報の活動頻度が「月に二、三回」だったものが「毎週末」に修正いたしました。それ以外については、追記したものとなっております。

既にお手元の資料をご確認いただいて、本日配付した最新版と差し替えていただくようお願いいたします。

説明については以上になります。

議 長

それでは、農業振興委員長からコメントをお願いします。

柳澤農業振興委員長 13ページに今年度の意見書についての取組の結果がまとめてあります。昨年度の終わりに数項目、幾つか課題があったんですけども、それを2つに絞り込んで、そして4月以降、ほぼ毎月、農業振興委員会を開催したり、あるいは途中でこの総会の席で皆さんからいろいろな貴重な意見をいただいて、今日のこの意見書の最終版になりました。

この農業人口がだんだん減少してくことに伴う後継者の育成というんですかね、そういった課題、それからあとこの有害鳥獣の対策についての課題については、複数回意見書という形でこれまでも出されてきております。

ただ、今回のちょっと従来と違う視点は、例えば意見書の1については、従来から断片的には子供たちが農業体験から熱心に経験してきているんですけれども、さらに一步踏み込んで、経営として農業を考える機会を設定していこうと、あるいは設定していくのが適切だというふうな、そういうことで、将来の農業人材を育てていこうという、そういった視点がここに盛り込まれております。

それから、2項目の有害鳥獣対策については、これも既に十数年前ですが、防護柵を市内の各所に設置された後、これまでの維持管理体制というのは、日常の維持管理は農業者がやると。それから、防護柵の補修に必要な資材は行政が提供するという、そういう体制で取り組んできたんですけれども、十数年経て、この体制は既に破綻してきているというふうに認識しております。

ですから、さらに一步踏み込んで、獣害は地域全体の課題であるという、そういうやはり意識をこれから共有化していかなきゃいかんということと、もう一つは、有害鳥獣の個体数そのものを減らしていかないと、今後ますます難しくなってくるということで、そういった取組が必要だということで、いずれもこれまでの取組を一步さらに前に進めて、恐らくこれを実際にやっていこうとすると、中長期的に今から手を打っていかないと、農業人口の減少と、それから農地の荒廃による農業の衰退というのはますます進行していくんじゃないかと。そんな視点で今回はまとめさせていただきました。

皆様のご協力、いろいろありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

それぞれの委員の皆様、絶大なご協力感謝申し上げます。

何かこの意見書についてご意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

もう既にあさってのことですので、成文化された細かい内容については、文言の変更は抜きたいと思っておりますけれども、コンタクトを取る中で、これから今、委員長さんもおっしゃったとおり、これが1つですので、また変更がある場合、それ以降肉づけしながら、それぞれ我々の意図したところを当局にも知ってしていただくと。

そういうことで、今回は、例年だと産業振興部長が出ていたんですが、今年は教育長から地域と共に有害鳥獣を何とかしようということで、住民自治局長も、地域としての有害鳥獣対策ということの臨場感といいますか、緊張感を持ってもらうような意味を含めて、そういうふうな事務局で段取りしていただきました。

そういった中で、今進めてまいりましたし、あさってはいよいよ市長に渡すという段取りになってまいりましたので、何かご意見ありましたらお願い

いします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

今、柳澤委員長もおっしゃったとおり、また皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

意見がないようですので、これより集約を行います。

全ての委員の皆さんに伺いますが、原案どおり決定することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

先になります、11月7日の懇談会は、市長を交えて実のある意見交換ができるよう、皆様の絶大なご協力をお願いします。

懇親会につきましても、積極的な出席をお願いします。

次に、協議事項に移ります。

協議事項、10月を活動強化月間として取り組む新規就農者声掛け運動についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

資料25ページでございます。

要旨ですが、今年度の最適化活動の目標に基づき、10月を活動強化月間として取り組む新規就農者声掛け運動の進め方について協議をお願いするものです。

取組内容ですが、内容につきましては、新規就農者に声をかけ、現在の営農状況や農政に対する意見を聞くというものです。基本的には、委員の皆様が日頃行っている活動を引き続き行っていただきたいと思います。

3の具体的な進め方(案)です。

日常の最適化活動の延長として新規就農者に声をかけ、営農状況を確認するなど、定着に向けた活動を推進したいということです。

令和2年度以降の新規就農者の一覧を別紙で添付していますので、参考にさせていただきたいと思います。こちらは取扱注意のもので、よろしくお願いします。

声をかけていただいた結果として、必要に応じて次の支援をしていただきたいと思います。例えば、規模拡大の話があり、既に日常の業務の中で出し手の情報がある場合には、マッチングの推進をしていただきたいと思います。また、補助事業の問合せがあれば、農政課など補助事業の担当課に

つないでいただきたいと思います。

新規就農者の考え方ですが、新規就農者が少ないとか不在の地区もあります。別紙の就農者一覧に限らず、親元就農者、定年帰農、女性農業者など、新規就農者の対象を幅広く捉えていただけて結構です。

活動目標ですが、1人お1人の農業者に声をかけていただきたいと思います。10月に活動強化月間としていますが、お忙しい場合もあります。別の機会に実施するなど、柔軟に対応していただきたいと思います。

活動記録簿への記載については、新規就農者へのフォローアップ等、新規参入促進の欄で報告をしてください。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

柳澤委員。

柳澤農業委員

ちょっと1つ質問なんですけれども、27ページの上から7番目に〇〇さんという方がいらっしゃるんですね。ちょうど去年の今頃、この方と私と、それから至委員と波田のほうで面談しているんですけれども、この方は住所が松本市横田というふうになっているんで、本郷地区の中に入っているんですね。ところが、この方は、別冊の何ページでしたっけ。3ページですか。ここのところに農地利用集積等促進計画表というのがあって、この最後のページ、3ページ目に、これは106、107、ここのところにこの〇〇さんという方、これ、波田に多分畑があると思うんですが、そこを借りている。いわゆるその借りている人のところに〇〇さんというのが2筆ありまして、これ、現在の住所が山形村になっているんですね。こういう方の場合には、多分、多分もう本郷の横田には住んでおられないんだろうと思うんです。ですから、こういう方にヒアリングする場合には、これ、山形村ですから、波田のほうにお任せするという理解でよろしいんでしょうか。

議 長

係長。

草田係長

ありがとうございます。

今回、26ページ以降に添付させていただいた新規就農者一覧ですが、新規就農者届時の住所を記載していて、最新のところまで追うことができていませんでした。申し訳ありません。

現住所は山形村になっていると思いますので、こちらについては、もし連絡が取れるのであれば、柳澤委員のところではと思いますが、近い方で対応していただくとかいう対応になってくるかと思います。

議 長

柳澤委員。

柳澤農業委員 昨年、この〇〇さんとは、塩原委員と一緒に面談させていただいているんですね。ですから、もしちょっとこの〇〇さんの話を伺ってみるということであれば、塩原委員のほうにお願いするという、そういう、つまり現在住んでいると思われる住所の近くの農業委員の方をお願いするということでよろしいのでしょうか。

草田係長 はい。そういった形で連絡を取り合っていて、可能な範囲でやっていただきたいと思います。

議 長 塩原さん。

塩原（至）農業委員 今の関係なんですけれども、私、見てやろうと思うんですけれども、今、実際にちょっとこの農地の貸し借りであれ、何で〇〇さんがこのリンゴ農家のところをやったかというのが、何か農政課だかどこかが仲介したようなことを言っておりまして、〇〇さんは自家用野菜をやりたいということで、１年前にいろいろと柳澤委員と話をしたんですね。それが、突然今年になってこのリンゴをやるということで、機械もない。だもんで、実際に今の農地を見ますと、葉っぱが一個もない。リンゴは一個もない。草は背丈ぐらいあるのを踏んでいるというふうな感じだもんですから、そこら辺、不思議でありまして、そこら辺を今後どうしていけば、そして本人というか、おやじさんかおふくろさんが来て、何かいろいろやっているような、年寄りの人がやっているもんで、本人、何かそこら辺が確認が取れないもんで、そこら辺どうすればよいか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 そういう、僕も見ても、この中で、リストの中で既にリタイアされている方もいるし、これ、そごは当然あると思いますが、この趣旨は、この１０月のそういう趣旨の中で、できるだけ我々委員としてはサポートしようという、その事例がそのリストですので、それ、リストで捉われる必要は全くありませんし、新しい方も、また一生懸命やっている方のサポートもそれぞれ、係長おっしゃったように、１人ぐらいこういうふうに、このリストの中でもいいですし、そのほかの方でもいいですし、今みたいなイレギュラーもあるんであれば、横のつながりと、また役所へも連絡取りながら、どうなっているかというような趣旨でありますので、そういう事例は、それぞれ皆さんの把握されている中でやっていただくという趣旨が主な趣旨で、そういう月間を１０月にしたいということで、近所の隣の兄ちゃんが頑張っているで、その人も頑張っているから、そういうサポートも助成認定してほしいということの趣旨ですので、その辺からお願いしたいと思います。

イレギュラーな場面があれば、また我々、横のつながりと、また事務局のつながりと、当然農政課のつながりと農業委員によって解決していき

やいけないという場合は当然出てくると思います。
こういう捉え方でいいですか。

草田係長 はい。

議 長 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
そういうことで、この１０月を活動強化月間として取り組むという趣旨で
あります。
なければ、これより集約を行います。
推進委員の皆様も含めまして全員の方にお伺いしますが、本件について、
この案件を了承していただける委員の皆さんの挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、ぜひこの趣旨にのっとって取り組んでいただきたいと思います。
次に、報告事項に入ります。
ア、令和７年度第２回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。
農政課の説明をお願いします。
依田主事。

依田（農政課）主事 農政課の依田と申します。

令和７年度第２回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご
報告をいたします。

資料３３ページをご確認ください。

それでは、報告事項に移ります。

まず、認定農業者の制度の概要について、２番となっております。

複数の市町村の営農を行っている者につきましては、長野県知事及び農林
水産大臣が認定を行っているというものとなっております。

次に、（２）の認定基準についてですが、松本市農業経営基盤の強化の促
進に関する基本的な構想、これが令和７年の４月に告示されまして、所得
目標が見直されました。数字については、資料の表のとおりとなっております。

審査方法についてですが、原則年に４回審査を行いまして、第三者組織に
当たる松本市農業支援センター、この中の経営改善指導班への意見聴取を
行って、認定をするものとなっております。

それでは、3番の農業経営改善計画認定者ということで、今回、松本市長が認定した農業経営改善計画認定者ですが、まず（１）の新規の方が、個人が5名、法人等は特にありませんでした。

（２）は再認定の方ですが、個人が11名、法人はいなくて、共同が1名が計12名。

（３）番の変更ですが、これは共同の方が1件の計1名となっております。これら計18件について、全て承認されたということをご報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございました。
 ただいま説明がありました。
 これより質疑のある方はお願いします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。
 次に報告事項のイ、令和7年度第2回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。
 農政課の説明をお願いします。
 城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしくお願いします。
 令和7年度第2回青年等就農計画の審査結果について報告します。
 資料の35ページをご覧ください。
 本年度第2回青年等就農計画の申請について、指導班書類審査の結果、2名が適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。
 制度の概要について、詳細は割愛させていただきますが、簡単に申し上げますと、原則45歳未満の青年であり、農業経営開始からおおむね5年後に年間農業所得が250万円程度の実現が可能な計画が求められるものです。
 次に、認定者について簡単に説明いたします。
 整理番号1番、今井地区の〇〇さんです。品目はブドウとリンゴです。〇〇さんは長野県の里親制度と松本市とＪＡ松本ハイランドの支援事業を活用して就農をされます。
 続きまして、2番目、波田地区の〇〇さんです。品目は白ネギで、〇〇さんは農業法人で研修を行い、新規で就農されます。
 報告は以上になりますが、該当地区の皆様におかれましては、新規就農者のサポートを引き続きよろしくお願いいたします。
 以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま農政課から説明がありました。
これより質疑を行います。
発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 資料の３６ページをお願いします。
主要会務報告並びに当面の予定について、まず主要会務報告からです。
９月１１日、四賀有機センター運営委員会に久保委員に出席をしていただきました。
１６日、長野県農業委員会女性協議会第２回役員会に二村委員が出席しました。
１７日、農業者年金加入推進特別研修会に加入推進部長の方々に出席をしていただきました。
１８日、松本市農林業功労者表彰審査会に会長と会長代理に出席をしていただきました。
２４日、農地転用現地調査に百瀬委員と小林委員に対応をしていただきました。
３０日、本日定例総会後、情報・研修委員会が開催されますので、所属委員の方々は出席をお願いいたします。
続いて、次のページ、当面の予定になります。
１０月１日、新規採用職員入所式に会長に出席をしていただきます。
３日、１０時から市長応接室において令和７年度松本市農業施策に関する意見書を市長に提出します。役員の方は対応をお願いします。先ほども申し上げましたが、事前に簡単打合せをしたいと思いますので、９時半頃に農業委員会室にお集りください。
意見書の提出後に役員会を開催しますので、引き続きお願いします。
６日、長野県１９市農業委員会協議会会長・事務局長合同会議が長野市で開催され、会長に出席をしていただきます。
２２日、農地転用の現地調査に柳澤委員と武井委員に対応をしていただきます。
２８日、北信越ブロック女性農業委員研修会が石川県小松市で開催され、二村委員に出席をしていただきます。
３０日、１０月定例総会です。よろしくお願いします。
なお、１１月の予定のため、こちらに記載はありませんが、先ほども申し上げましたが、１１月７日に意見書の懇談会、懇親会が予定されています。

また、１１月１９日水曜日の午後、第１０回長野県農業委員会大会が松本市のキッセイ文化ホール大ホールで開催されます。１０月の総会資料発送時に出欠の報告を同封しますので、ご予定をお願いします。

以上になります。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

主要会務報告の中で、３６ページの松本市農林業功労者表彰審査会、代理も出席させていただきましたけれども、特に後継者、また女性とか、そういうふうに地区で頑張っている方、たくさんいると思いますが、例えば８年度にそれぞれ目につく方をぜひ、ハードルを大分低くしてありますので、張り合い持っていただくためにも、ぜひまた今からでも準備していただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

ほかに何か。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですね。

ご承知おきをお願いいたします。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

まず、農業委員・農地利用最適化推進委員として注意すべきことについてをお願いいたします。

草田係長。

草田係長

資料３８ページになります。

全国農業会議所から法令遵守についての注意喚起の通知がありました。本年度に入り、全国で農業委員会関係者による不祥事が続けて発生していることを受け、農業委員会組織が担っている職務の重要性について認識をしていただくものです。

推進委員による不法投棄に伴う逮捕事案、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書作成事案が発生したということです。

なお、通知では具体的な市町村名や詳細な内容については記載はありませんが、注意喚起等を行うよう、長野県農業会議から依頼がありましたので、確認をさせていただくものです。

２番の確認事項ですが、総会の運営として、農地法等に基づく事務の公正・公平性、透明性を持った審議を行うこと。

自己または同居の親族、配偶者に関する事項については、議事参与を制限すること。

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を辞めた後も同様であること。こちらは推進委員の方も同じ内容になります。

破産手続き開始の決定を受けた場合や禁錮以上の刑に処せられた場合には

失職となります。こちらも、推進委員の方も同じ内容になっています。

その次のページに農業委員会研修テキストに記載されたものをコピーしてつけております。

また、本日お配りした農業委員・推進委員活動マニュアルの19ページにも同じ内容載っていますので、また併せてご確認ください。

以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

この案件について、何か皆さんのほうからありましたら。

[質問、意見なし]

議長

すみません。そういうことで、自分を含めまして自戒を持っていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

続きまして、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いします。

また後ほど説明あるかどうか、これ、農業会議で私たちの食の未来を守るぞってパンフ作りしました。それぞれ皆さん、地域の子供たちとか、それぞれ行く場面で、子供たちにお話しするとか、いろいろあると思いますが、またちょっと目を通してもらったりして、その辺の情報提供の一環として少し活用していければと思っておりますので、また事務局に残部あるようですので、その辺も、もし生かせるところは生かしてください。

情報提供、山戸さん、お願いします。

山戸（松本農業農村支援センター）主査 皆様、お世話になっております。松本農業農村支援センターの山戸と申します。よろしくお願いします。

では、まず令和7年9月松本市農業委員会定例総会資料というものと、もう一つ、緑色の緑肥に関するパンフレットについて、ちょっとお話しさせていただきたいと思うのですが、手元にあるでしょうか。

本日はちょっと着座にて説明させていただきます。

では、毎月お知らせしているんですけども、まず1つ目として、2から4ページになるんですけども、2025年主要農作物の気象及び生育概況というところについて見ていただきたいと思います。

グラフでも示されているんですけども、向こう1か月の傾向は、数日の周期で変わりやすくなっておりまして、平年と同様、曇りですとか雨の日が多い見込みとなっているところです。

水稻に関しては、9月20日時点のものになるんですけども、60%程度収穫しておりまして、収量に関しては平年並みを予想しているところがあります。

果実に関しては、シナノスイートですとかシナノゴールドにおいて、昨年より若干でん粉の抜けが早いかなということが調査で出ておりまして、収穫が少し早まる可能性があるかと思っております。

また、品種によっては、果肉のみつ症というものがちょっと発生している

ところでありますので、出荷するときには、気をつけてと言っても、ちょっとなかなか難しいかもしれないですけども、ちょっとそういう症状になりやすくなっているということだけ把握しておいていただければと思います。

野菜、花卉に関しては、特に施設栽培でアザミウマですとかハダニが多発している圃場というのが見られますので、引き続き防除の徹底をお願いいたします。

また、詳しい内容に関しては、各品目ごと記載されておりますので、確認いただきたいと思います。

次に、すみません、ページ数記載が忘れてしまったんですけども、5ページということで、農業関係試験場の一般公開、今行っておりまして、そのお知らせになっています。

農業関係試験場では、最前線での試験研究ですとか、圃場をご覧いただいて試験場の仕事ですとか農業への理解を深めていただくということで、イベント等を企画して一般公開を行っております。

終わってしまったものもあるんですけども、南信試験場は。それ以外はこれからとなりますので、10月4日には畜産試験場、10月18日には塩尻の野菜花き試験場、10月11日は、ちょっと遠くなるんですけども、須坂の果樹試験場で一般公開等が行われますので、ぜひご来場いただければと思います。

3つ目、最後になるんですけども、緑色のカラーのパンフレットになってきます。こちら、今年作成したものになるんですけども、緑肥作物を利用した減肥についてということで、松本地域では、風食防止対策として利用されている緑肥作物として、ヘアリーベッチというマメ科の食物とライ麦があるんですけども、それらをすき込むことで、次の栽培する作物の肥料にすることができます。

ただし、その緑肥のすき込む量によって、生育量によって、窒素量に換算できる量が変わってきます。この資料に関しては、後ろに写真があるかと思うんですけども、目で見てどれぐらいなら、大体どれぐらいの窒素量になって、減肥できるかなというものを記載しております。こちらをちょっと参考にさせていただいて、ぜひともこの資料を活用して、ヘアリーベッチですとかライ麦使っていただいて、環境に優しい農業への取組を目指していただけたらなと思っています。

また、播種時期に関してなんですけれども、このヘアリーベッチ、上のマメ科の植物なんですけれども、こちらは10月中旬ぐらいまでで、ライ麦に関しては、適期は10月の上旬から11月上旬となりますので、今ちょうどいいシーズンといいますか、ヘアリーベッチについては、ちょっとぎりぎりになってしまうんですけども、ぜひ緑肥の活用ですとか考えておりましたら、減肥というところ、減肥にもぜひとも挑戦していただきたいということで、このパンフレットを作成しました。

もし不明な点等ありましたら、こちらのほうにご連絡いただければ、アドバイスですとか使い方についてお教えすることができるかと思いますので、

よろしくお願いいたします。

以上になります。

議長

ありがとうございました。

この件について何か皆さんのほうでありますか。

倉科委員。

倉科農業委員

緑肥の関係なんですけれども、これ、主に畑作について記載されているんですが、例えば水田作に適用させようとしたら、どんなやり方があるかというか、何かあるんでしょうか。

山戸（松本農業農村支援センター）主査

この松本ですとかでは、水田作での活用はまだ進んでいないんですけれども、滋賀県等では、水田跡に緑肥をそのまま残渣が残っている状態でまいてしまって、発芽させて、すき込んで、次の春の肥料とするというような扱いをしているところは実際にあります。

倉科農業委員

そういう情報というのは今後出される予定とかありますか。

山戸（松本農業農村支援センター）主査

ちょっとこちらの畑作物が出してないというのは、試験場と現地で今まだ野菜に関しての試験しか取り組んでいない部分があるので、ちょっと外部への情報ということになってくるので、ちょっとうちから出すという形にはならないかもしれないんですけれども、また研修会等、今年の冬も2月ぐらい行う予定があるので、そういう場所で、またそういう情報があるということで情報提供していけるような形で考えます。

倉科農業委員

ありがとうございます。非常に水田も転作で輪作することがこれまで何十年と続いていて、もう地力がないような状態がすごく見受けられるものですから、こういうやり方をして、少しでも足しになるのであればいいかなと思いますので、ぜひ情報提供いただければとありがたいと思います。

議長

よろしくお願いいたします。

松尾委員。

松尾農業委員

今の件ですけれども、私どもで今、やっております。麦なんですよ。名前忘れたんですけれども、麦をまきまして、3月。ところが10月から11月にかけてまくんですから、実際3月では小さい。背丈が短いものですから、4月にすき込んでいると。ただ、それによって、どのぐらいの肥料になるか、分からないんですけれども、ここもう10年近くやっているものですから、それなりの収量はあります。ここ2年、3年は収量そのまま出ているなというふうに、これ、農政課のほうでやっている補助金が出るやつなんですよ、緑肥の。これをぜひ活用して聞いてください。聞いてみていただければいいかなと思います。

そんなに補助金出ないですけども、ただ、ほかの肥料、窒素系の肥料はほとんど使っていませんので、それが可能かなというふうに思っています。以上です。

議 長 柳澤さん。

柳澤農業委員 今の件に関してですけども、私が子供の頃だから、もう五、六十年昔ですけども、昔はよくレンゲソウをまいたんですよね。ところが、最近はレンゲソウの種が国産のものがほとんど手に入らない。中国から輸入なんですよ、多分ほとんどね。そこら辺はあれでしょうかね。もうちょっと簡単に国産のレンゲソウの種が手に入るような手だてってないんでしょうか。実は、レンゲソウ試してみたいんですよ。ただ、レンゲをまいたときに、昔は6月頃の田植であれなんで、ちょっと季節が変わってきているんで、気候の状況が。もうちょっとやっぱり播種する時期を変えないといけないのかもしれないんですけども、いずれにせよ国産のレンゲ種は、養蜂家が時々持っているんですけども、えらい高いですよ。多分補助の対象になってない。そこら辺、また何か情報があったら教えてください。

山戸（松本農業農村支援センター）主査 ありがとうございます。

すみません、ちょっとレンゲソウに関しては、ちょっとあんまりこちらでも情報がないので、また確認しまして、国内のレンゲソウですとか手に入るようなルートがあるようでしたら、柳澤委員のほうにお知らせするような形にさせていただきます。

周りにもちょっと声をかけてみて、ないのかということもちょっと確認だとかしてみたいと思うんで、またご連絡差し上げます。ありがとうございました。

議 長 皆さんに共有して、レンゲソウ面白そうだし、それと松尾さんの件もそうだし、また情報提供をお願いします。
ほかにいいですかね。

[質問、意見なし]

議 長 最後に古畑委員、ＪＡ松本ハイランドの米を含めて今の状況、分かる範囲でありましたら、ちょっと情報をお聞かせください。

古畑農業委員 米の価格の関係、概算金の件ですけども、松本ハイランドとしては、また長野県ＪＡとしては、2万8,240円だったかな、袋まで含めという形で、今後もそのままいきますということでありまして、備蓄米等々が二百十数万トンあるんじゃないかという形の中では、概算金を増やすという方向には今のところ至っていないという形でありまして、収穫のほうも、なから釜まちとしては80%は、一応90%近くは出まして、結構買取業

者のほうも、3万5,000円とか提示しているような会社もあるようですけれども、ハイランドとしても、そのような状態で、2万8,000円の概算金でいくという形であります。

精算金については、ちょっとまだこれから1年間かけてやっていくもんですから、ちょっと数字的には分かりませんが、そんなことですが、よろしくお願いします。

議 長 野菜、花、果物、それも分かる。大体……

古畑農業委員 大体。

議 長 ええ。また次でいいです。

古畑農業委員 野菜の関係は、春、生産調整がありまして、廃棄処分になった部分がありまして、ハイランドとしては減収、野菜等々の減収があったわけですが、スイカ等は結構高く売れた。それから、米が先行して、大体去年の130%ぐらいで供給されているということでもあります。

果樹等は、まだこれからありますけれども、そんなところでよろしいでしょうか。

議 長 はい。突然失礼しました。また覚悟してお願いします。
ほかに何か。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
それでは。すみません、お願いします。

丸山推進委員 ちょうど会議が終わりがけなんで、ちょっと忘れないうちにお聞きしようと思って、今いいですか、ちょっと関係ないことなんです。

議 長 どうぞ。

丸山推進委員 遊休農地のことでちょっとお聞きしたいことがありまして、実は梓川地区では7月に農地パトロールで農地を回って、遊休農地をチェックして、いろいろ挙げていったんですが、その後、二、三か月たっているんですが、その間に私もそういう引がかかった畑を今どうなっているかという思いでいろいろ回ってみるんですが、現在、ひどいことになっていて、道路へはみ出した草があったりとか、交通の妨げになるようなちょっと見通しが悪いところがあったりとか、結構ほったらかしになっている畑が結構あるんです。それで、今、このテキストやなんか見て、大体のことは腹にも入っ

たんですけれども、そういうほったらかしにしてある農地は、今後どのようにしていくのかということをちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長

分かりました。分かりましたっていうか、基本的には農地パトロールした後のその結果と、そういう事例はどういうふうに解決した方向でいくかということだと思いますので、係長。

草田係長

7月、8月と利用状況調査対応していただいて、ありがとうございました。今後の流れですが、10月の定例総会において利用状況調査の結果、それと次に続く利用意向調査として、また総会で説明をさせていただきたいと思います。

利用状況調査において遊休農地と判定になったものについて、今後の意向をその所有者等へ通知を送る予定です。自ら耕作をするのか、中間管理事業に貸付けをする意向があるのか、ご自身で耕作してくれる方を探すのかというような内容の調査票を送って、今後の意向を把握するというようなことになっています。

また、先ほどお話のあった見通しが悪くて交通の妨げになるとか、そういった農地について、農業委員さんに限らず、一般の方からもお問合せがある場合があります。そういったときには、必要に応じてこちらで所有者の方に保全管理のお願いの通知を送ったりしていますので、またご連絡をいただければと思います。

以上です。

丸山推進委員

はい、分かりました。

二、三年前からちょっと気がついていることなんです、私はリンゴを作っていて、この間農地パトロールをして回ったときも、もう耕作放棄しているリンゴ畑が何か所かありまして、もうあのままほうっておくと、つるが絡まったり、いろいろな雑草が生えてきたりして、すぐ何とかみんな草を刈ってリンゴ栽培できるような状態にすれば、後継者の人も、結構場所がいいところなもんですから、誰かやるっていう人もいますけれども、あのまま放置しておいて、本当にもう草だらけになっちゃうと、処理するにもお金かかるし、手間もかかるし、結構一等地というか、場所がいいところなもんですから目立つし、ああいうようなところは、なるべく本当に、さっき、今言われたように、意向調査を早くやっていただいて、何か対処していただけないと、やっぱりこれから後継者の人もなかなか借りにくいんじゃないかと思って、そんなことをお願いします。

議長

永遠の課題で、我々の職責の主なものの1つだと思いますので、その辺、やはり何が効率的なのかということを考えながら、それぞれやっております。

ほかに。

いいですか。もうその他に入っちゃうんですが、何か。よろしいですかね。

矢嶋委員。

矢嶋農業委員 今の関係ですけれども、私個人的には、そういう土地があれば、うちを探して、そこへ農業委員として顔を出して、今後作付する意思があるかどうかというものを聞いて、もし本人がもう作れないということになれば、部会とかそういうところへ、ＪＡでもいいと思いますけれども、そこへ連絡して、何か作ってもらう人がいるかどうかという、そこまで一応対応するようにはしております。

丸山推進委員 私も今年、去年、二、三年前からそういう状態だったものですから、やっぱりそのおたくを集めて、どうするかということを行いました。そうすると、やりますと言うんですね。それで、そんなこと言ってないで、人に貸したり売っちゃったほうが、今の状態で何年もああいいうことになっているから、そっちにしたほうがいいかと言ったんですけれども、本人はもう何か凝り固まっていて、自分でやりますと言って、ことしの３月、まだリンゴの仕事始まる前に言ったんですけれども、案の定ほったらかしで、何もやってないんです。

ですから、私も一応話はしてあるんですけれども、そういう状態で、ちょっとお手上げだったものですから、どうすればいいかってちょっと……

議 長 ということですか。

丸山推進委員 話してみました。

議 長 確かにね、そういうそれぞれやれることは精いっぱい皆さんやっけいらっしゃるもので、今、それぞれの対応を取っけいらっしゃいますし、また今、係長おっしゃったように、利用意向調査や通知も木下さんのほうで作っけ、郵送するとか、あらゆる方法を取らないと、これ、いけないと思いますので、ご苦労感謝します。

ほかに。

矢嶋農業委員 すみません、もう一つ。

議 長 はい。

矢嶋農業委員 先ほどの話とはちょっと違うんですけれども、今、小泉農相、総裁選に出ているんですけれども、何か新聞やなんかで、シャインマスカットのいわゆる作付の権利を農林省としてニュージーランドに譲ってもいいという話が出ていまして、山梨県は輸出にすごく影響するということなので、非常に強く農水省に申入れをしたという記事が何か出ているんですけれども、多分松本ハイランドもそうだと思いますけれども、やはりブドウの値段、シャインマスカット上がって、面積も計画よりも何倍も増えたということ

で、若干今、値段が下がっているような気はするんですけども、農水省がどうしてそれをニュージーランドに、例えば苗木とかそういうものってというのは、韓国とか中国へ密に流れて行って、そこでどんどん作られているということで、それが世界に広まると困るというような話も聞いてはいるんですけども、そこら辺の農水省の栽培の権利、作ってもいいっていうお墨つきを与えるというのは、ちょっと私も勉強不足で申し訳ないんですけども、何かそういう意図があるかどうか、分かれば。

議長 意見として伺うし、ちょっとこれは追っかけていって、また結果が出たら出たで、また皆さんと共有したいと思います。
ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。
それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

草田係長 先ほど会長からお話がありましたが、本日、「私たちの「食」の未来をどう守る」のリーフレットをお配りしてあります。こちらは長野県農業会議に作成をしていただいたもので、多くの農業者の方や県民の皆様に食料安全保障について理解を深めていただくということを目的にして作成をされたものです。
本日は、各委員の皆様にご2部ずつ配付をしましたが、地域の会議の集まりだとか、機会があれば、ご案内をして、理解の醸成に努めていただきたいと思います。
さらに、必要な部数あれば、お申出いただければ、長野県農業会議にお願いして、追加でお渡しすることも可能ですので、お願いいたします。
それと、農業委員・推進委員活動マニュアル、先ほどもお話ししましたが、冊子でお配りしてあります。こちらにも今後の活動に参考にしていただきたいと思います。
本日欠席の委員の皆様につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いいたします。
また、該当地区の委員に事前にお送りした農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。
最後に、お車でお越しの委員は、市役所駐車場の無料化処理を行ってお帰りいただきたいと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
改めて、その他何か皆さんのほうであつたら、お願いします。
塩原さん。

塩原（俊）農業委員　ここに農政課の方はいらっしゃらないんですけれども、地域計画の地域アンケートを今年度中に実施するということだったんですけれども、その後、具体的に何も無いもんですから、そのアンケートをどういう形で取るのか、それからいつ頃やるのかというようなことがもし分かりましたら、ちょっとお知らせいただきたいです。

議　　長　　　　　草田係長。

草田係長　　　　　私が聞いている情報ですと、９月、１０月ぐらいで業者が決まってくるといふふうに聞いています。そこでアンケートの内容を詰めて、実際アンケートを送るといふようなことですので、当初お伝えした内容よりも少し遅れているのかなというふうには感じています。

中川会長代理　　　補足です。定例総会が始まる前に農政課の川村補佐と偶然会いましたんで、この件どうなっているのっていうことをちょっと聞いてきました。そうしたら、松本ハイランド農協も、こっちもやるということで、今ちょっと調整しているらしいんだよね。ハイランド農協のアンケートと、それからこっちのアンケートとリンクをさせるということなんで、そっちとの調整でちょっと時間がかかっているというようなことなんで、いつって具体的に聞いたら、１０月。今、こういうことで見積り取っているところと言ってましたんで、１０月というところが取りあえず正解じゃないかなというのが川村補佐のお話でした。

　　以上です。

議　　長　　　　　いいですかね。
　　　　　　　　　古畑さん。

古畑農業委員　　　その件につきまして、松本ハイランドとしては、ハイランドの独自のものは出さないということでありまして、市のアンケートに意見を織り込んでという形の中で、一括してやるということでもありますので、それで報告したいと思います。

議　　長　　　　　よろしいですかね。
　　　　　　　　　ちょっと役員会でも、担当を呼びながら、なるべく地域に合った、皆さんの意向に沿った、これから将来的に使えるようなアンケートにしてくれというのを役員と、農政課の担当に来てもらって今回は取っておりますし、今、古畑さんが言ったように、ダブルで、農協でも同じことをやるようなところは避けると。こっちも予算をつけているようですし。また、梓川、ちょっと違う、観点が違ってきますが、同じような方向性でやっております。

　　　ほかに。

議長

よろしいですかね。

横山委員、さっきのシャインも含めて、今、プラットフォームの中で、発展形でいよいよ軌道に乗っているようなので、その辺の情報を1分ぐらいでお願いします。

横山（竜）推進委員 先ほどシャインの話ありました。今、実はうちに農水省から農家研修という形で1か月間職員が入っています。ただ、入省2年目というところと、統計課というところで、そのシャインの部分の情報は持ち合わせていませんでした。一昨日でしたか、農業新聞に出ていましたよね。

私の思うところで言いますと、一番問題は、今、中国とか韓国、フィリピン等、東アジアを中心に、無許可というか、素性の分からないシャインマスクットの苗が流出しているというところ。日本政府、大変海外にとって優しい政府ですんで、なかなか強く言えない。そこで、ニュージーランドと組んで、2国でもってそれを正当化して、正規ルートはニュージーランドと日本のシャインマスクットなんだよ。それ以外はちゃんとしたものではないというようなことを、小泉大臣が考えたか、誰が考えたか分からないんですけども、そんなことを机の上で考えて、そういうような旨を発表したのかなと思っています。恐らく無理でしょうって思っています。

シャインマスクットの価格等々についても、適正価格で、僕自身も大分シャインマスクット作っているんですけども、適正価格に近づいてきているって思っています。ちょっと今までが、シャインマスクットという名前さえ貼ってあれば、とんでもないものでも高値で売れたところから、今度はちゃんとしたものがちゃんとした値段になっていく、そうでないものはそれなりの値段になっていくというような正しい経済の方向に進んでいるのかなと僕は認識しております。

それと、ちょっと1分を過ぎちゃうのかもしれない、過ぎていると思うんですけども、先日、22日ですか、第1回目の農業体験ツアーという、大人の体験ツアーを実施しました。参加者はお2人だったんですけども、お1人は山辺地区のご婦人の方、そしてもう一人は神奈川県からというところで、55歳の男性の方で、熱望する就農希望者でした。興味もあって、安曇とかいろいろなところの就農フェアとか、体験ツアーに積極的に参加されているようでした。

その中で、私ども農家が始めたこういうツアーですもんで、私みたいな大御所じゃないですけども古株の農家から中堅農家、それとまたそのグループの中には、よそから来た新規就農者で頑張って生活して、立派な農家になっている方とかいますんで、それぞれの立場からその方々にアドバイスができたというところで、その方からは、「横山さん、私も引き受けてください」と言われました。

そんな状況の中で、第1回目としては大変そつなくできました。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
以上で本日の案件は全て終了しました。
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。
お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 4 番 _____

議事録署名人 5 番 _____